

飲食店営業の許可は、事業所の2.9倍 ― そして「喫茶店営業」は0.47倍 [I005]

山岸 勇輝 (Yuuki YAMAGISHI) / Independent Researcher

ORCID: 0009-0006-8587-3450

第1版 2026-09-21

要旨

飲食店の数を、衛生行政報告例（令和6年度末、厚生労働省）の営業許可施設数と、経済センサス（令和3年、産業小分類761～769）の事業所数で数え、比べた。

許可の総数は、2つの表を足さないと出ない。2021年6月の食品衛生法改正で許可の区分が変わり、旧法の許可は期限が切れるまで有効である。令和6年度末の時点で、旧食品衛生法 **488,162**、改正食品衛生法 **946,451**、合計 **1,434,613** 施設。改正法への切り替えは **66.0%** まで進んでいる。

許可は、事業所の**2.91**倍ある。経済センサスの飲食店は 493,173 事業所。飲食店営業の許可は飲食店だけが取るものではなく、旅館・病院・学校の食堂、スーパーの惣菜売場なども取る。旧法の内訳で最も狭い「一般食堂・レストラン等」だけを取れば 266,065 で、逆に事業所の **0.54**倍にしかない。

同じ統計の中で、倍率が逆を向く分類がある。「喫茶店営業」の許可は **27,223**（うち 18,589 は自動販売機）に対し、センサスの喫茶店は 58,398 事業所で、**0.47**倍。改正法に「喫茶店営業」という区分は無く、飲食店営業に統合されたためである。

許可の区分は、商売の区分ではない。同じ年の同じ統計で、飲食店営業は事業所の2.91倍、喫茶店営業は0.47倍になる。

1. はじめに

I003 は診療所を、I004 は理容所・美容所を、2つの公的統計で数えて比べた。どちらも「許可（施設）」のほうが「事業所」より多かった。

飲食店は、その差がもっとも大きく出る商売である。しかも2021年の食品衛生法改正で許可の区分そのものが変わった。

飲食店は、いくつあるか。許可で数えるのと、事業所で数えるのは、どれだけ違うか。

2. データ

営業許可（旧法）	厚生労働省「令和6年度 衛生行政報告例」第2表－1 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設数（令和6年度末現在）
営業許可（改正法）	同 第4表－1 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設数（同）
経済センサス	「令和3年 経済センサス-活動調査」産業小分類 761～769（令和3年6月1日）。760（管理・補助的経済活動）は除く
人口・65歳以上	総務省「住民基本台帳に基づく人口」2026年1月1日

衛生行政報告例には市区町村別が無い（都道府県・指定都市・中核市まで）。本稿は都道府県を単位とし、経済センサスは市区町村の値を都道府県ごとに合計した。

奈良県は、旧法の表に行が無い。表の注に「管理しているシステムの都合上、飲食店営業の営業施設数の内訳を算出することが出来ないため、計上がされていない」とある。全国の欄に

は入っており、その差は 1,524 施設である（488,162 – 46県の合計 486,638）。したがって全国
数は47都道府県ぶん、都道府県ごとの比較は奈良県を除く46とした。

3. 結果

3-1 総数を出すには、2つの表を足す

	施設数
旧食品衛生法に基づく許可	488,162
改正食品衛生法に基づく許可	946,451
合計	1,434,613

2021年6月の改正で、許可を要する営業の区分が組み替えられた。本稿が用いた2つの表は、旧
法・改正法とも32区分だが、中身が入れ替わっている（「喫茶店営業」「あん類製造業」「みそ
製造業」などは旧法の表にあって改正法の表に無い）。旧法で受けた許可は期限が切れるまで
有効なので、令和6年度末の時点でも2つの表に分かれている。

どちらか一方の表だけを見ると、総数にならない。改正法の表だけでは 946,451 で、実際の
66.0% にしかない。

切り替えの進み具合は県によって違う。

	改正法の割合
愛媛県	77.1%
大分県	75.7%
福井県	75.4%
(中央値)	67.2%
鹿児島県	61.3%
神奈川県	60.7%
大阪府	59.1%

許可の有効期間は5～8年の範囲で自治体が定める。切り替えの速さは、その差でもある。

3-2 許可は、事業所の2.91倍

	数
飲食店営業の許可（旧＋改正、令和6年度末）	1,434,613
経済センサスの飲食店（761～769、令和3年）	493,173
比	2.91倍

I003 の一般診療所（+26.8%）や I004 の美容所（+72.2%）とは桁が違う。

理由は、飲食店営業の許可を取るのが飲食店だけではないことにある。旅館・ホテル、病院、学校、工場の食堂、スーパーやコンビニの惣菜売場、移動販売車も許可を要する。1つの事業者が施設ごとに複数の許可を持つこともある。

旧法の内訳は、それを部分的に示している。

旧法・飲食店営業の内訳（全国）	施設数
一般食堂・レストラン等	266,065
仕出し屋・弁当屋	28,635
旅館	14,911
その他	178,551
計	488,162

「一般食堂・レストラン等」だけを取れば、逆に事業所の **0.54倍**にしかない。
つまり、この商売の数は **0.54倍から2.91倍**のあいだにあり、どちらの表も単独では答えを出さない。

3-3 「喫茶店営業」は**0.47倍** — 区分そのものが消えつつある

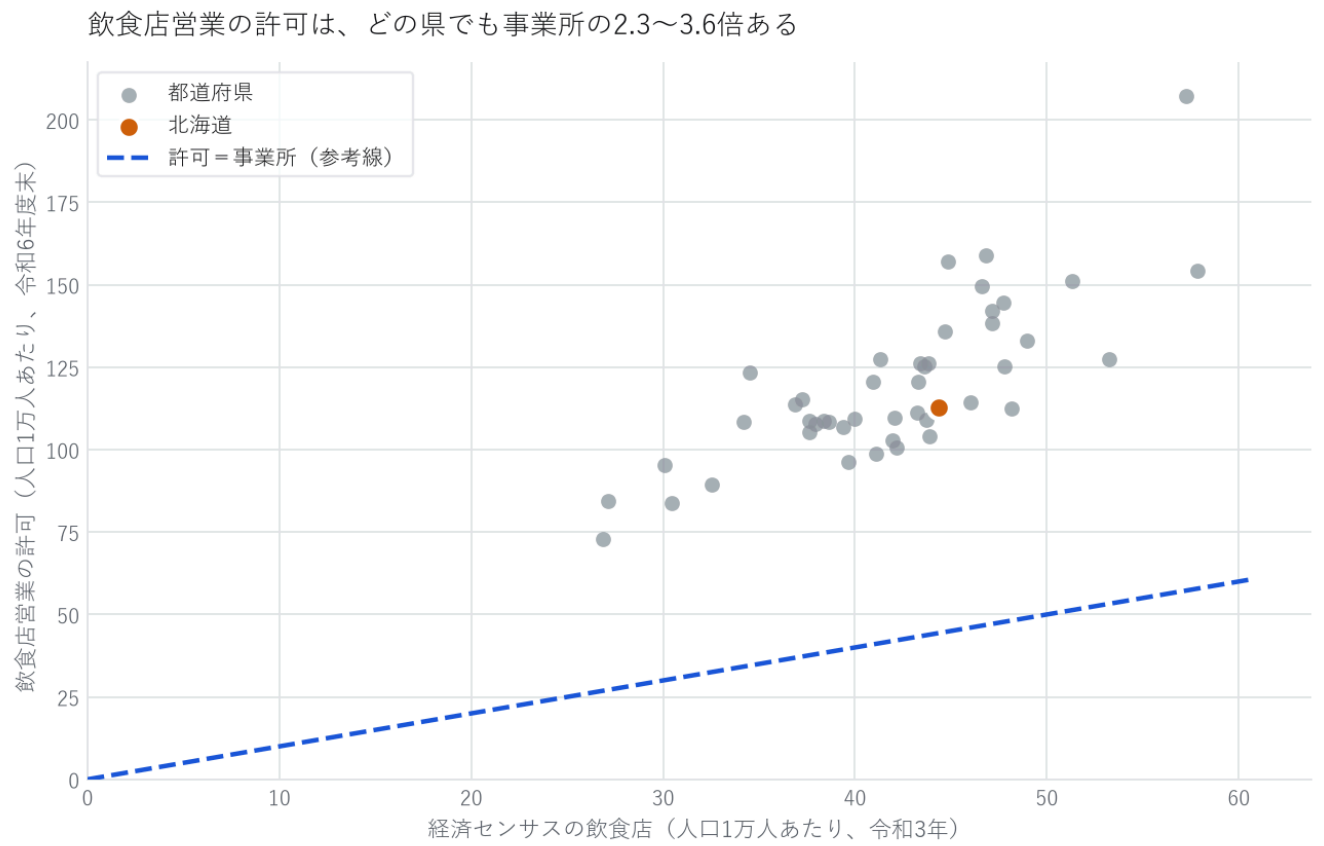
	数
喫茶店営業の許可（旧法のみ）	27,223
うち自動販売機（再掲）	18,589
経済センサスの喫茶店（767）	58,398
比	0.47倍

改正法に「喫茶店営業」という区分は**無い**。飲食店営業に統合された。残っている 27,223 は、旧法で受けた許可のうち期限が切れていないものである。しかもその **68.3%（18,589）**は**自動販売機**で、店舗ではない。

同じ年の、同じ統計の中で、飲食店営業は事業所の**2.91倍**、喫茶店営業は**0.47倍**になる。
片方は事業所より多く、片方は少ない。倍率の向きが逆である。

許可の区分は、商売の区分ではない。

3-4 都道府県ごとの、人口あたりの許可数と事業所数



出典：厚労省 令和6年度 衛生行政報告例 第2表-1・第4表-1（旧法+改正法の合計）／経済センサス 令和3年（小分類761～769）／住民基本台帳 2026年1月1日。

図1 人口1万人あたりの、飲食店営業の許可と、経済センサスの飲食店（46都道府県）。
灰色は都道府県、橙は北海道、青の破線は「許可＝事業所」の参考線。すべての県が参考線の上にある。

人口1万人あたりの許可と事業所はよく対応する（ $r = +0.795$ ）。ただし、比は県によって違う。

比が大きい	許可	事業所	比
沖縄県	30,765	8,495	3.62
静岡県	43,679	12,226	3.57
大阪府	137,683	39,357	3.50

比が小さい	許可	事業所	比
広島県	27,197	11,417	2.38
秋田県	9,268	3,908	2.37
山形県	11,212	4,798	2.34

中央値は 2.82倍（全国の合計では 2.91倍）。すべての県で**2倍を超える**。

人口1万人あたりでは、事業所と許可で顔ぶれが変わる。

人口1万人あたり	多い	少ない
事業所	高知57.9／沖縄57.2／宮崎53.3	滋賀30.1／千葉27.1／埼玉26.9
許可	沖縄207.3／長野159.1／大阪156.9	千葉84.4／神奈川83.9／埼玉72.8

長野県は、許可では**2位（159.1）**だが、事業所では**46.8**で上位に入らない（比3.40）。宿泊施設の多い県では、飲食店以外が取る許可が積み上がる。

高齢化率との関係は弱い。人口1万人あたりの事業所とは $r = +0.273$ 、許可とは $r = -0.066$ で、ほとんど関係がない。

3-5 北海道と釧路総合振興局管内

北海道は許可 56,366・事業所 22,170 で比 **2.54倍**、46都道府県中 **37位**。人口1万人あたりは許可 112.8・事業所44.4（事業所は16位）。許可の水増しが小さいほうの県である。

釧路管内は、衛生行政報告例に市区町村別が無い場合、経済センサスの数字のみを示す。

市町村	人口	飲食店	喫茶店	飲食/1万人	喫茶/1万人
釧路市	151,566	1,030	89	67.96	5.87
釧路町	18,021	79	8	43.84	4.44
厚岸町	7,976	41	4	51.40	5.02
浜中町	5,172	20	2	38.67	3.87
標茶町	6,698	41	5	61.21	7.46
弟子屈町	6,327	60	8	94.83	12.64
鶴居村	2,368	13	3	54.90	12.67
白糠町	6,840	34	3	49.71	4.39

全国1,889市区町村の中央値は、人口1万人あたり **35.18**。釧路管内は**8市町村**すべてが中央値を上回る。

弟子屈町は **94.83** で、全国中央値の**2.7倍**。人口6,327人に対して飲食店が60ある。摩周湖・屈斜路湖・川湯温泉を抱える町で、住民の数では説明できない。鶴居村の喫茶店12.67も同じ向きである。

I002 では、白糠町の介護事業所1か所あたりの認定者が131.8人と管内でもっとも重かった。同じ町でも、商売によって「多い／少ない」は入れ替わる。

4. 考察

4-1 許可を数えても、店の数にはならない

2.91倍という差は、時点のずれ（令和3年6月1日から令和6年度末まで3年10か月）では説明できない。差の中身は、許可という制度が何に対して与えられるかにある。

- 飲食店以外（旅館・病院・学校・工場・スーパー・移動販売）も許可を要する
- 1つの事業者が、施設や厨房ごとに複数の許可を持つ
- 許可は、廃業の届出が出るまで残りうる

「その町に飲食店が何軒あるか」を許可で答えると、**2.9倍に膨らむ**。
逆に「一般食堂・レストラン等」で答えると、**0.54倍に縮む**。

4-2 制度が変わると、数の連続性が切れる

2021年の改正は、許可の区分を組み替えた。その結果、

- 総数を出すには、旧法と改正法の**2つの表を足す**必要がある
- 「喫茶店営業」のように、**区分ごと消えたものがある**
- 切り替えの進み具合が県によって違うため、**県どうしの比較にも歪みが入りうる**（59.1%～77.1%）

経年で追うときは、改正の前後で定義が変わっていないかを確認する必要がある。本稿は令和6年度末の1時点のみを扱う。

4-3 観光地では、住民の数で説明できない

弟子屈町の 94.83 は、R001 が示した「人口が少ない町ほど人口あたりの事業所は多い」という傾向だけでは説明が足りない。同じ人口規模の白糠町は 49.71 で、約1.9倍の差がある。

飲食店の需要は、住民だけが作るのではない。ただし本稿は観光客数を用いていないので、この差の原因は確かめていない。

5. 限界

- 衛生行政報告例は令和6年度末、経済センサスは令和3年6月1日、人口は2026年1月1日。時点が違う
- 衛生行政報告例は営業許可を受けた施設の数で、1つの事業者が複数の許可を持ちうる

- 飲食店営業の許可は、**飲食店以外**（旅館・病院・学校・スーパーなど）も取る
 - **奈良県は旧法の表に行が無い**。全国の数には入っているが、都道府県の比較からは除いた（46）
 - 衛生行政報告例には**市区町村別が無い**。釧路管内はセンサスの値のみ
 - 経済センサスの市区町村を合計した値（飲食店493,173・喫茶店58,398）は、秘匿の扱いにより全国値とわずかに違う
 - 弟子屈町の多さについて、観光客数を用いた検証はしていない
 - どちらの統計が正しいかを、本稿は判定しない
-

6. 再現の手順

1. e-Stat から「令和6年度 衛生行政報告例」**第2表－1**（旧食品衛生法、CSV）と**第4表－1**（改正食品衛生法、CSV）を取得する。どちらにも**指定都市・中核市の再掲行があるので、都道府県**の行だけを使う
2. 旧法の表には**奈良県の行が無い**ことを確かめる（全国の欄と46県の合計の差が奈良県ぶん）
3. e-Stat から令和3年 経済センサスの産業小分類別 事業所数（市区町村別）を取得し、761～769 を都道府県ごとに合計する（**760 は除く**）
4. 住民基本台帳の人口・65歳以上人口を都道府県ごとに合計する
5. 許可（旧＋改正）÷ 事業所、人口1万人あたりの許可数・事業所数、改正法の割合を出す

本稿の数値は、すべて1本のスクリプト（`kensan_192`）の出力である。中間の数値を手で書き写していない。

この論文の位置づけ

新しい理論を主張するものではない。公的統計で商売の数を数えるときに、許可の数と事業所の数がどれだけ違うかを、飲食店で測ったものである。I003（診療所）・I004（理容・美容）

と同じ問いを、差がもっとも大きく出る業種に当てた。どちらの統計が正しいかは判定しない。

参考文献・データの出典

1. 厚生労働省「令和6年度 衛生行政報告例」第2表－1・第4表－1
2. 総務省統計局・経済産業省「令和3年 経済センサス-活動調査」産業小分類別 事業所数（市区町村別）
3. 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」2026年1月1日現在
4. 山岸勇輝「市区町村の人口と、そこにある産業小分類の数」（R001）。Zenodo.
<https://doi.org/10.5281/zenodo.22872218>
5. 山岸勇輝「介護の事業所1か所あたりの認定者」（I002）。Zenodo.
<https://doi.org/10.5281/zenodo.22875542>
6. 山岸勇輝「同じ診療所を2つの公的統計で数えると」（I003）。Zenodo.
<https://doi.org/10.5281/zenodo.22875614>
7. 山岸勇輝「理容所と美容所 ― 1店あたり2人」（I004）。Zenodo.
<https://doi.org/10.5281/zenodo.22875820>

版の記録

版	日付	内容
第1版	2026-09-21	初出

引用のしかた

山岸勇輝（2026）「飲食店営業の許可は、事業所の2.9倍 — そして「喫茶店営業」は0.47倍 [I005]」 Zenodo.

DOI は Zenodo のレコード頁に表示される。引用には **concept DOI**（常に最新の版を指すほう）を使う。

© 2026 山岸 勇輝（Yuuki YAMAGISHI）

本稿は クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際（CC BY 4.0）の下で公開する。

出典を示せば、複製・改変・再配布・商用利用ができる。

creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

図表を含め、本稿の数値はすべて公的統計から計算したものである。元データそのものの権利は、各統計の公表元に従う。